

日南市職員の懲戒処分基準

令和3年9月1日定め
(令和3年9月1日施行)
総合政策部 職員課

第1 基本事項

- 1 この基準は、地方公務員法における一般職の職員（会計年度任用職員を含む。）全てを対象とする。
- 2 この基準は、過去における本市職員の不祥事及び「懲戒処分の指針について」（平12.3.31 人事院定め 平17.3.31 令2.4.1 一部改正）、「宮崎県職員懲戒処分の基準」（平17.12.1 総務部人事課定め 平19.12.21 一部改正）等を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いは、どの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去の非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものもある。

このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るものである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取り扱いを参考としつつ判断する。

また、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

- 3 この基準は、社会情勢の変化等によって検討の必要性が生じた場合、必要に応じて見直しを図るものとする。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、市長が通知書により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 勤務関係から排除する処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料月額額の10分の1の額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、懲戒処分以外の処分は次のもの

- (1) 訓告 文書により行う注意
- (2) 嚴重注意・口頭注意 文書により行う注意又は口頭により行う注意
- (3) 始末書

日南市職員の懲戒処分基準【標準例】

【一般服務関係】

非違行為の類型	類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
		免職	停職	減給	戒告
欠勤	ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた者			○	○
	イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた者		○	○	
	ウ 正当な理由なく 21 日以上勤務を欠いた者	○	○		
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた者				○
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした者			○	○
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○
職場内秩序びん乱	ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した者		○	○	
	イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した者			○	○
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った者			○	○
違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした者			○	○
	イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者	○	○		
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者	○	○		
個人の秘密情報の目的外収集・使用	ア 職権を濫用し、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した者			○	○
	イ アにおいて、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者	○	○	○	
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した者				○
営利企業等従事	許可なく営利企業等に従事した者			○	○

非違行為の種型	類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
		免職	停職	減給	戒告
セクシュアル・ハラスメント (※)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。）を繰り返した者		○	○	
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○	○		
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った者			○	○
パワー・ハラスメント	ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた者		○	○	○
	イ 指導、注意を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		○	○	
	ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	○	○	○	
不適正な業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた者		○	○	○
収賄	賄賂を収受した者	○			

※ セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的言動、他の職員等を不快にさせる職場外における性的言動

【公金公物関係】

非違行為の類型	類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
		免職	停職	減給	戒告
横領	公金又は公物を横領した者	○			
窃取	公金又は公物を窃取した者	○			
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた者	○			
紛失	公金又は公物を紛失した者				○
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った者				○
公物損壊	故意に公物を損壊した者			○	○
出火・爆発	過失により公物の出火、爆発を引き起こした者				○
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した者及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した者			○	○
公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした者			○	○
コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○

【公務外非行関係】

非違行為の類型	類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
		免職	停職	減給	戒告
放火	放火をした者	○			
殺人	人を殺した者	○			
傷害	人の身体を傷害した者		○	○	
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった者			○	○
器物損壊	故意に他人の物を損壊した者			○	○
横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した者	○	○		
窃盗	他人の財物を窃取した者	○	○		
強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した者	○			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者	○	○		
賭博	ア 賭博をした者			○	○
	イ 常習として賭博をした者		○		
麻薬・覚せい剤等の所持・使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した者	○			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした者			○	○
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した者	○	○		
わいせつ行為	痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした者	○	○	○	

【交通事故・交通法規違反関係】

非違行為の種類		類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
			免職	停職	減給	戒告
飲酒運転で の交通事故 (人身)	酒 酔	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷 害を負わせた者	○			
	酒 気 帯 び	イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は 傷害を負わせた者	○	○		
		ウ イにおいて、措置義務違反をした者	○			
飲酒運転以外での 交通事故 (人身)		ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた者	○	○	○	
		イ アにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
		ウ 人に傷害を負わせた者		○	○	○
		エ ウにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
交通法規違 反	酒 酔	ア 酒酔い運転をした者	○			
		イ 酒気帯び運転をした者		○	○	
	酒 気 帯 び	ウ イにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の 措置義務違反をした者	○	○		
		エ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした者		○	○	○
そ の 他	オ エにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の 措置義務違反をした者		○	○		
飲酒運転容認		運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運 転を勧め、又は当該運転者が運転することを幫助した者	○	○	○	
その他		上記以外の軽微な事故・違反等をした者は、訓告・厳重注意・始末書				

【監督責任関係】

非違行為の種類	類 型 の 詳 細	処 分 量 定			
		免職	停職	減給	戒告
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者		○	○	○
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者	○	○	○	